



熊本県公報

号外 第 4 2 号

平成 26 年 9 月 30 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則
 - 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則…………… (子ども家庭福祉課) 1
- 告 示
 - 随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領…………… (管理調達課) 1

規 則

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成 26 年 9 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 36 号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(熊本県児童福祉法施行細則の一部改正)

第 1 条 熊本県児童福祉法施行細則 (昭和 43 年熊本県規則第 34 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考の項 4 (2) 中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第 17 条」を「第 6 条第 6 項」に改める。

別表第 3 備考の項 5 (2) 中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項」に改める。

(熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)
第 2 条 熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則 (平成 5 年熊本県規則第 40 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 13 号中「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同表第 18 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に、「母子の相談を行う」を「母子家庭等からの相談に応ずる」に改める。

(熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則 (平成 7 年熊本県規則第 27 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号オ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

(熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部改正)

第 4 条 熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則 (平成 21 年熊本県規則第 14 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第 32 条第 5 項」を「第 32 条第 6 項」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 942 号の 2

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成26年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領（平成17年熊本県告示第1149号）の一部を次のように改正する。

第1条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第2条第3号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子福祉団体等」を「母子・父子福祉団体等」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「女子」の次に「又は配偶者のない男子」を加え、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第3条第1項第3号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第5条第1項第3号中「母子福祉団体名簿」を「母子・父子福祉団体名簿」に改める。

第6条第1項第3号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第7条第2項第3号を次のように改める。

(3) 公表の方法 次のア及びイのとおりとする。

ア 契約担当者は、見積書の提出期限の9日前までに別記第8号様式により管理調達課に報告する。

イ 管理調達課は、別記第8号様式により県庁ホームページにおいて公表する。

第7条第3項第3号を次のように改める。

(3) 公表の方法 次のア及びイのとおりとする。

ア 契約担当者は、別記第9号様式により管理調達課に報告する。

イ 管理調達課は、別記第9号様式により県庁ホームページにおいて公表する。

別表中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

別記第1号様式、別記第4号様式及び別記第7号様式中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

別記第8号様式中「第1号○（アからエのいずれかを指定）」を「第 号」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。